証券取引等監視委員会
中期活動方針（第10期）

～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券取引等監視委員会
事務局長　　松尾 元信

令和2年8月26日

委員会地方開催（北陸財務局）

目次

1. 証券取引等監視委員会について　・・・　P2

2. 中期活動方針（第10期）について　・・・　P5

3. 直近の勧告等の事例　・・・　P16

1. 証券取引等監視委員会について

証券取引等監視委員会の組織・目的

- 証券監視委は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として金融庁に設置（平成4年発足）。
- 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使（任期3年）。
- 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動。
  - インサイダー取引・相場操縦等の不公正取引に対する調査
  - 上場企業等のディスクロージャー違反に対する開示検査
  - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
  - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や告発を実施　等

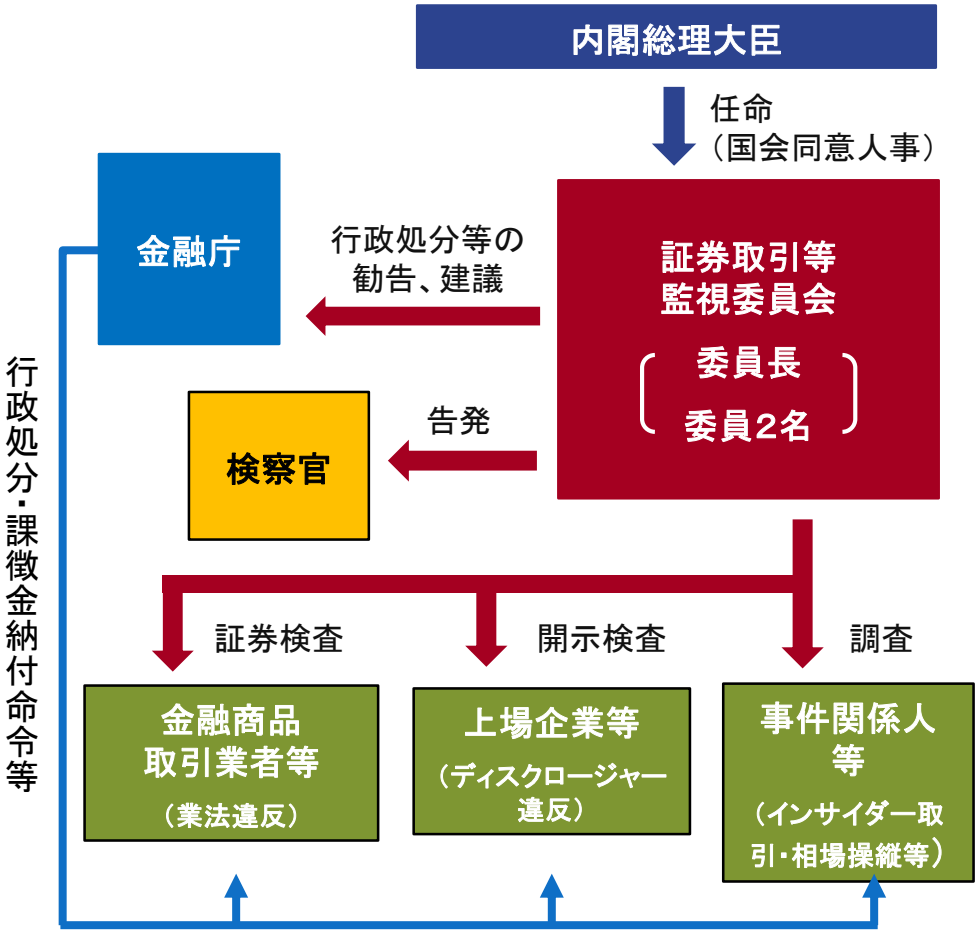

（参考）証券取引等監視委員会（含財務局等）の機構・定員

- 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、取引調査課、開示検査課、証券検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている。
- また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置。
- これら全てを合計した職員数は731名（令和元年度末定員。うち、証券監視委は400名）。

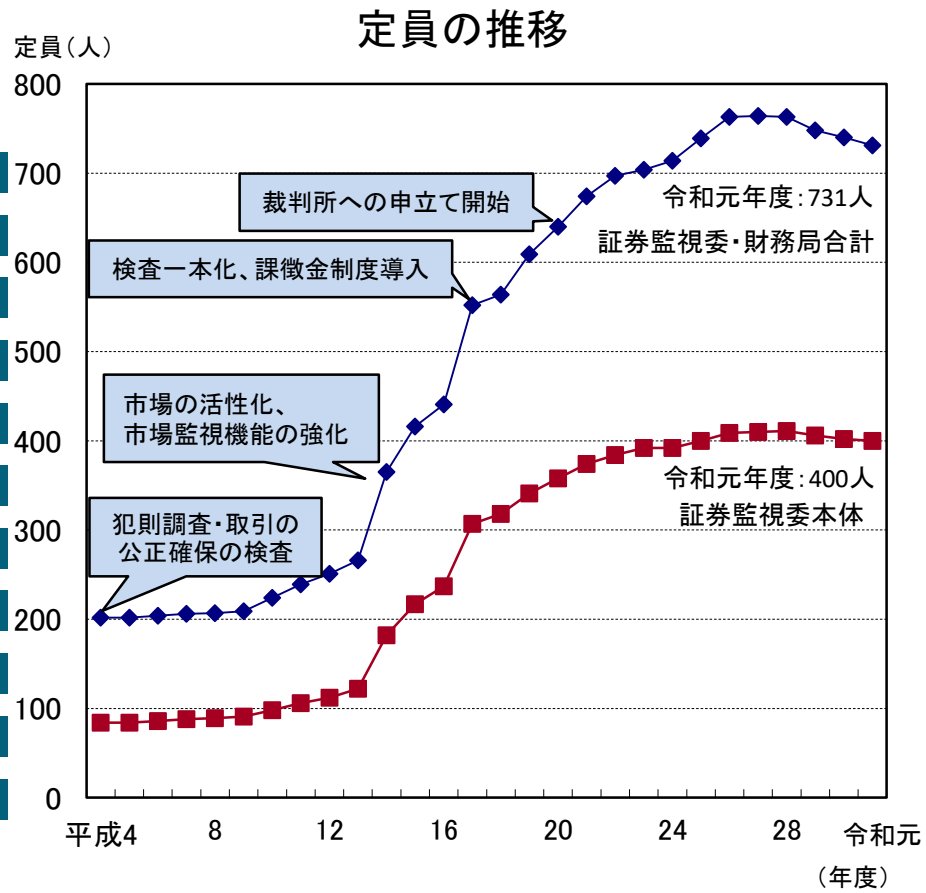

2. 証券取引等監視委員会
中期活動方針（第10期）について

～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券取引等監視委員会　中期活動方針（第10期）

～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視による
1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮（※）によって、強固な信頼を確立した資本市場

（※）　上場企業等による適正なディスクロージャー
市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営
市場利用者による自己規律
プロフェッショナルな市場監視

活動理念・目標

- 公正・中立
- 説明責任
- フォワード・ルッキング
- 実効性・効率性
- 関係機関との協働
- 最高水準の追求

＜これらの活動理念の下、以下の市場監視の実現を目指す＞

網羅的な市場監視（広く）	機動的な市場監視（早く）	深度ある市場監視（深く）
・新たな商品・取引等への対応 ・あらゆる取引・市場を網羅的に監視 ・高齢者を含む多様な投資者の保護 ・全体像の把握（部分から全体へ） ・国内外の関係者に向けた幅広い情報発信	・問題の早期発見・着手 ・早期の対応による未然防止 ・迅速な実態解明・処理による問題の早期是正	・問題の根本原因の究明 ・深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

環境認識	市場・企業活動のグローバル化/各種金融市場の緊密化の更なる進展	グローバル経済の先行きを巡る不確実性の高まり	デジタライゼーションの飛躍的な進展	国民の安定的な資産形成や資金の好循環に向けた取組みの深化

施策

(1)内外環境を踏まえた情報収集力の向上

- 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視
- 様々な金融市場に対する横断的な市場監視
- 海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用

(2)深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施

- 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証
- 不公正取引や開示規制違反への迅速な課徴金納付命令勧告等
- クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査
- 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- リスクアプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリング
- 投資者被害事案に対する積極的な取組み

(3) 市場規律強化に向けた実効的な取組み

- 調査・検査から得られた知見の多面的・複線的な活用
- 違反行為等の再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進
- 違反・不適切行為の未然防止に向けた国内外への情報発信強化
- 市場監視の空白を作らないための取組みの深化

(4) デジタライゼーション対応と戦略的な人材の育成

- デジタライゼーションを活用した市場監視業務の高度化・効率化
- デジタライゼーションの飛躍的進展に伴う新しい商品・取引等への機動的な対応
- 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人材の戦略的な育成

(5)国内外の各機関等との連携

- 自主規制機関との更なる連携強化による効果的・効率的な市場監視
- 多様な市場関係者と連携した市場規律の強化
- グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化

PDCAサイクルによる市場監視態勢の不断の見直し

目標

1. 網羅的な市場監視（広く）

(1) 新たな商品・取引等への対応
(2) あらゆる取引・市場を網羅的に監視
(3) 高齢者を含む多様な投資者の保護
(4) 全体像の把握（部分から全体へ）
(5) 国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

2. 機動的な市場監視（早く）

(1) 問題の早期発見・着手
(2) 早期の対応による未然防止
(3) 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

3. 深度ある市場監視（深く）

(1) 問題の根本原因の究明
(2) 深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

目標達成のための5つの施策
1. 内外環境を踏まえた情報収集力の向上

(1) 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視

⇒ 国内外の経済情勢等を踏まえた業種・企業等に係る情報収集・分析を行い、調査・検査の端緒として活用

(2) 様々な金融市場に対する横断的な市場監視

⇒ 株式/債券市場、現物/デリバティブ市場、発行/流通市場に対する横断的な監視

(3) 海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用

⇒ 海外当局との更なる連携強化により得られた海外における法執行状況や法制度等の有益な情報を市場監視に活用

目標達成のための5つの施策
2. 深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施①

(1) 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証

⇒　取引の複雑化/企業のグローバル化の進展等を背景とした非定型・新類型の事案等についても分析・検証を的確に実施

(2) 不公正取引や開示規制違反への迅速な課徴金納付命令勧告等

⇒　課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査を積極的・機動的に実施し、不公正取引等の実態を解明

(3) クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査

⇒　不公正取引の態様、関係者の所在地等に応じて、当局間の情報交換枠組みの活用など海外当局との連携による実態解明

目標達成のための5つの施策
2. 深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施②

(4) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

⇒ 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応

(5) リスクアプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリング

⇒ オフサイト・モニタリングにおいては、グループ全体の戦略等の特性を勘案し、多角的な観点でリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定

⇒ オンサイト・モニタリングにおいては、法令遵守や顧客本位の業務運営態勢の確保といった投資者保護の観点から、業務運営の適切性を検証

(6) 投資者被害事案に対する積極的な取組み

⇒ 投資者被害につながる金融商品の不適切な販売・勧誘等や内部管理態勢に対するモニタリング等の実施

目標達成のための5つの施策
3. 市場規律強化に向けた実効的な取組み

(1) 調査・検査から得られた知見の多面的・複線的な活用

⇒　調査・検査で得られたインテリジェンス情報等を市場監視業務全般に活用

(2) 違反行為等の再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進

⇒　違反行為等の根本的な原因を究明し、調査・検査先との深度ある議論/問題意識の共有による違反行為等の再発/未然防止

(3) 違反・不適切行為の未然防止に向けた国内外への情報発信強化

⇒　市場における自己規律強化の観点から、個別勧告事案等の公表等における具体的でわかりやすい情報発信を実施

⇒　投資者被害の未然防止に資する注意喚起等の情報発信を充実

(4) 市場監視の空白を作らないための取組みの深化

⇒　監視の目の行き届きにくい商品・取引等へ的確に対応

目標達成のための5つの施策
4. デジタライゼーション対応と戦略的な人材の育成

(1) デジタライゼーションを活用した市場監視業務の高度化・効率化

⇒　取引監視システム等におけるデジタライゼーションの一層の活用を推進

(2) デジタライゼーションの飛躍的進展に伴う新しい商品・取引等への機動的な対応

⇒　新たな商品・取引等に対し網羅的な監視が行えるよう機動的な検討・対応

⇒　デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を推進

(3) 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人材の戦略的な育成

目標達成のための5つの施策
5. 国内外の各機関等との連携

(1) 自主規制機関との更なる連携強化による効果的・効率的な市場監視

⇒　自主規制機関が更に主体的な役割を果たすことに資するよう監視委の持つ情報や問題意識のタイムリーな共有等による監視態勢の更なる強化/市場環境の整備

(2) 多様な市場関係者と連携した市場規律の強化

⇒　投資者保護等に関連する新たな関係機関等との連携の拡大

(3) グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化

⇒　二国間及び証券監督者国際機構（IOSCO）等の枠組みでの問題提起及び共有を強化し、グローバルな市場監視に貢献

最後に

○　証券監視委自身のPDCA

⇒　市場を取り巻く環境の変化に応じて、自らの課題を洗い出し、適切に対応

○　外部の有識者の意見の活用

⇒　外部の有識者の意見などを活用し、市場監視業務について、不断の見直しを実施

3. 直近の勧告等の事例

東洋証券株式会社への検査結果に基づく行政処分勧告
（勧告日：H30.10.30）

【違反行為事実の概要】

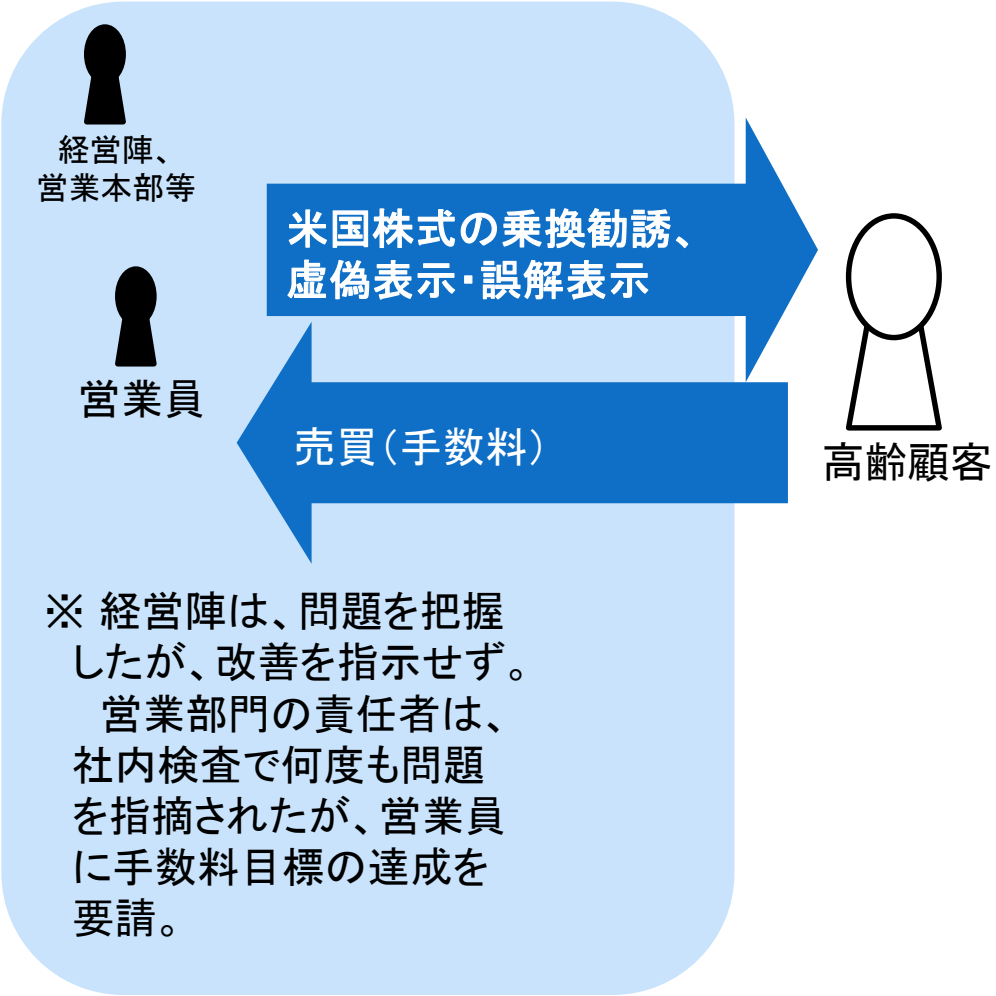

＜事案概要＞

多数の営業員が、高齢顧客に対し、米国株式の乗換の勧誘に応じてもらうため、売却損失を実際の額より過少に伝えるなどといった虚偽表示や、誤解を生じさせる表示を行っていたもの。

＜本事案の特色＞

- 収益を優先する企業風土が強く根付いており、コンプライアンスを軽視していた結果、米国株式取引の勧誘において虚偽表示等の法令違反が認められた事案。
- 勧告に基づく行政処分：業務改善命令

第一種金融商品取引業者への検査結果に基づく通知

【違反行為事実の概要】

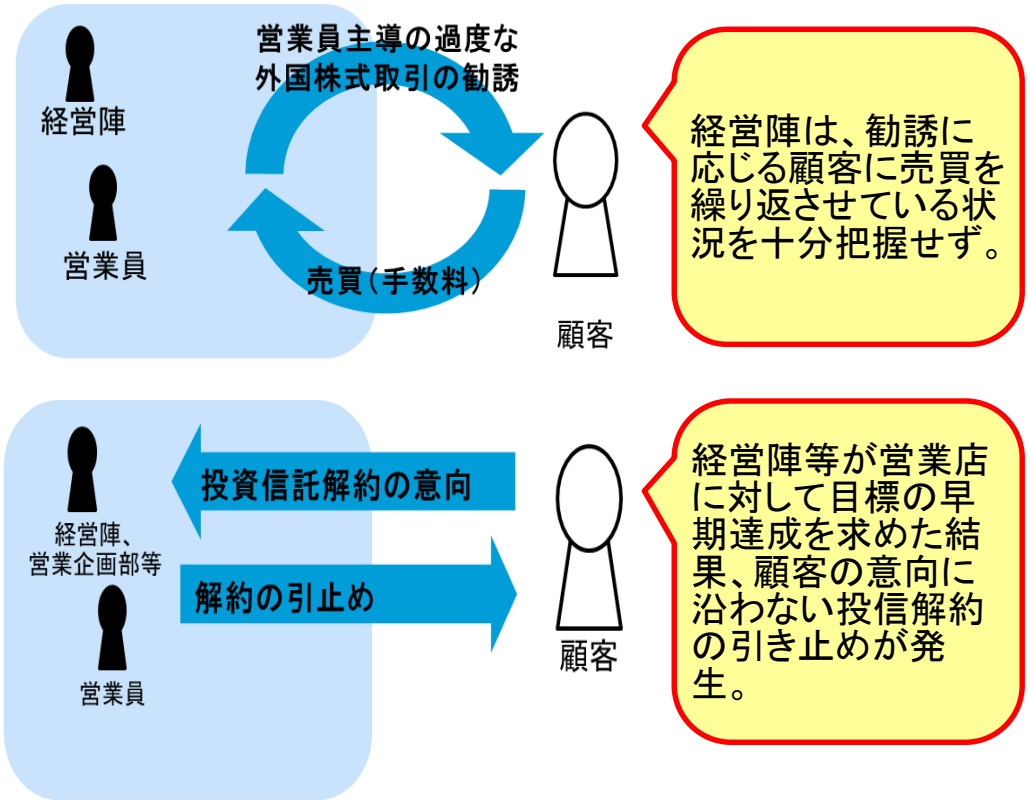

＜事案概要＞

- 営業員が主導して、顧客に高頻度で外国株式取引を行わせ、手数料等により損失を被らせていたほか、
- 投資信託の残高減少の回避や、平均保有期間の長期化を図るため、顧客の意向に沿わない解約引止めを行っていたもの。

＜本事案の特色＞

顧客本位の業務運営の本質を理解できていない証券会社による、投資者保護上問題のある行為を指摘した事案。